

会 議 録	
会議名	令和5年度丸亀市福祉推進委員会（第1回丸亀市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会）
開催日時	令和5年10月26日（木） 13時30分～14時55分
開催場所	丸亀市役所本館2階 201会議室
出席者	<p>出席委員 糸川恭一、大坪淳子、香川智子、金丸喜恵、北川裕美子、木下眞一、古賀亮次、進和彦、武田龍広、原岡瑞穂、宮武博之、森佳司、森本雄次、山田智子 (五十音順)</p> <p>14名</p> <p>欠席委員 藤田登茂子、吉田ゆかり 2名</p> <p>事務局 健康福祉部長 奥村登士美、福祉課長 近藤武司、福祉課副課長 十河久美子、福祉課障がい福祉担当長 森玲子、福祉課主任 安藤佑一郎</p>
次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 諮問</p> <p>4 議事 ・丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
十河副課長	<p>只今から、令和5年度丸亀市福祉推進委員会（第1回丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会）を開催いたします。</p> <p>前回の福祉推進委員会で特別委員の設置につきましてご承認いただきましたので、4名の方を特別委員として委嘱いたしました。今回が初の顔合わせとなりますので、改めて皆様全員に自己紹介をお願いできればと思います。</p> <p>では、いいのやま福祉会相談支援事業所野の花の原岡様から時計回りをお願いいたします。</p>
各委員	【自己紹介】

十河副課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に事務局の自己紹介ですが、部長からお願いします。</p>
各事務局職員	<p>【自己紹介】</p>
十河副課長	<p>本計画の策定支援を委託しております、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所からお越しいただいておりますので、お願いいたします。</p>
ジャパン総研	<p>【自己紹介】</p>
十河副課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは開会にあたりまして、丸亀市健康福祉部長の奥村よりご挨拶申し上げます。</p>
奥村部長	<p>【部長挨拶】</p>
十河副課長	<p>ここで、本日の会議は委員 16 名のうち 14 名と、半数以上の委員にご出席いただいておりますので、丸亀市附属機関設置条例により、本会議の成立要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本会議は公開とし、会議録につきましては市のホームページにて公表いたします。</p> <p>続きまして、次第 3 の諮問に移ります。</p> <p>令和 5 年度において策定いたします「丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画」に関する諮問が市長より出されておりますので、諮問書をお渡しいたします。</p>
	<p>【諮問】</p>
	<p>これより議事に入らせていただきます。</p> <p>議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第 7 条の規定に「附属機関の会議は会長が議長となる」とありますので、会長に議長として進めていただきます。</p> <p>それでは北川会長、よろしくお願いします。</p>
北川会長	<p>それでは、議長として会議を進めさせていただきます。円滑な進行に努め</p>

<p>十河副課長</p>	<p>させていただきますので、委員の皆様には是非ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>次第4、議事の「丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定について」に移ります。</p> <p>まず、本計画の概要等について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局から説明させていただきます。</p> <p>最初に私から本計画の概要、骨子案の概要と資料3計画スケジュールについて説明いたしまして、次に資料1のアンケート調査結果の報告と資料2の丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（骨子案）についてジャパンインターナショナル総合研究所から説明をいたします。</p> <p>質疑につきましては、すべての説明が終わった後お受けしたいと思います。</p> <p>本日諮問させていただきました、丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に、「基本指針に即して障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」と定められました市町村障害福祉計画、それから児童福祉法第33条22、「基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」と定められました市町村障害児福祉計画として両者を一体的に策定するものです。</p> <p>緑色の冊子の丸亀市第3次障がい者基本計画第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画と資料2の第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の骨子案をご用意ください。</p> <p>まず、計画期間については緑色の計画書4ページをご覧ください。本計画は丸亀市第3次障がい者基本計画のうち、令和6年度から令和8年度までの期間となっています。</p> <p>それでは計画書28ページをご覧ください。こちらは第3次障がい者基本計画の基本的な考え方です。今回策定するのは、第3次障がい者基本計画の計画期間中の計画ですので、資料2の骨子案16ページに障がい者基本計画の考え方を記載しております。</p> <p>次に計画書の54ページをご覧ください。こちらは現在の障がい福祉計画で、75ページからは現在の障がい児福祉計画となります。このように今期の計画では、障がい者と障がい児の計画を別の章立てで記載していますが、次期計画では特にページを分けないかたちで策定しようと思っています。骨子案の17ページをご覧ください。障がい者と障がい児を特に分けることなく、一体的に策定するかたちとしておりますが、これは令和5年度に発出されました、</p>
--------------	--

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が本計画の基本指針となりますが、国の基本指針においても障がい者と障がい児で特に章立てを分けていないので、本計画においても章を分けずに策定しようとしております。

次に、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」をご用意ください。こちらは、国発出の基本指針となります。

2 ページをご覧ください。基本的理念とありますが、こちらが国の基本指針の理念になっています。項目を読み上げます。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

この7項目が基本的理念として示されています。この国の基本的理念を踏まえまして、骨子案の17ページをご覧ください。こちらに本計画の基本的な方針を作成しています。次の(1)から(7)の項目は、次の基本的理念の項目と一致させています。

次に国の指針の19ページをご覧ください。第二、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標とあります。こちらも項目を読み上げます。

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

こちらが国の定めた成果目標になりますので、これらの成果目標を本計画では骨子案19ページからの成果目標の決定のところ、大きい項目1から7まで設定しています。

28 ページの国指針の、第三、計画の策定に関する事項としまして、計画の

<p>ジャパン 総研</p>	<p>策定に関する基本的事項第一の基本的理念を踏まえるとともに第二に定める成果目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当であると記載があります。こちらにありますように、計画の策定にあたりましては、国の基本的理念を踏まえ、第二の成果目標達成に向けて実効性のある計画としていくといった策定に関する事項が記載されています。</p> <p>以上のように、国の指針を踏まえ本計画の取組を作成しております。計画の骨組みの説明は以上となります。</p> <p>次に計画のスケジュール案についてご説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。本日、アンケート報告と骨子案についてご審議いただき、次回11月に全部の事項が記載された計画案をお示ししてご審議いただく予定です。その後、修正等行いながらパブリックコメントに提出する案を作成しまして、皆様にご確認いただき1月にパブリックコメントを実施。最終案について2月にご確認いただきお答えいただく流れで考えております。策定委員会の回数は、状況によってこの記載より多くなったり少なくなったりすることもあるかもしれません。以上です。</p> <p>続きまして、資料1と資料2につきましてジャパン総研からお願いします。</p> <p>資料1と資料2についてご説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。まず、アンケート調査結果の報告ということで、今回は計画策定にあたり事前にアンケート調査を実施しております。1ページの調査の概要にもありますとおり、調査は3種類実施しております。</p> <p>1つ目が当事者への調査になります。「①障害者手帳所持者及び障がい福祉サービス等を受給している児童」を対象にアンケート調査を実施しております。</p> <p>「②事業所及び関係団体調査」に関しては、サービス提供事業所や関係団体を対象に調査を実施しました。資料1では、①、②の調査に関して、それぞれの結果を抜粋してお示ししておりますのでご説明させていただきます。</p> <p>2ページをご覧ください。こちらは、手帳所持者等の調査結果の抜粋となっております。「(1)回答者の状況」ということで、18歳以上と18歳未満で回答を分けております。年齢や障害者手帳の状況についてのグラフをそれぞれ記載しております。18歳以上の方の状況につきましては、年齢のグラフを見てみると、70代から80代以上の方が約4割を占めている状況です。また、手帳の状況のグラフを見てみますと、身体の方が約8割となっております。18歳未満については、障害者手帳の状況で療育手帳が47.7%で不明・無回答が43%となっております。不明・無回答に関しては、手帳を持たずにサービス</p>
--------------------	--

を利用されている方がこちらに含まれているという状況です。

続いて3ページ「(2) 主な支援者について」で、「あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。」とお聴きしました。結果としましては、父母・祖父母・兄弟姉妹が37.5%と最も高く、次いで配偶者、ホームヘルパーや施設の職員、子どもと続いておりました。年代別の結果も記載しておりますが、年齢が若い方ほど父母や祖父母といった家族の支援が多く、40代以上になると配偶者の支援が割合としては高くなっているという状況でした。

続いて4ページをご覧ください。「あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢をお答えください。」とお聴きした結果としては、50代が26.7%と最も高く、次いで60代、70代となっております。特に70代、80代の割合を見てみると、2つ合わせると約3割を占めております。障がい者だけでなく支える家族の方も高齢化が進んでいることを踏まえ、今後、障がい福祉サービスの需要が益々増えていくことが想定できる結果となっております。

続いて5ページの「(3) 住まいや暮らしについて」ということで、現在お住まいの場所また今後3年以内に暮らしたい場所についてお伺いしました。どちらも一般の住宅が約8割以上を占める結果となっております。また、6ページでは、「希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。」とお聴きしました。全体の結果では、経済的な負担の軽減が約6割と最も高くなっており、次いで必要な在宅サービスや在宅で医療的ケアが適切に利用できることが高くなっております。また、手帳別で見ても、いずれの手帳でも経済的な負担の軽減が最も高くなっていたのですが、次に高い項目が、身体の方は在宅で必要なサービスやケアが受けられること、療育の方は相談対応や情報取得に関する支援、精神の方は相談対応や地域住民の理解というところになっていました。地域生活を支えるための支援につきましては、障がいのそれぞれの状況に応じて必要な支援を検討していく必要があると思っております。

続いて8ページ「(4) 就労について」ということで、主に日中活動をどのように過ごしているかお聴きしたところ、自宅で過ごしているという方が34.2%と最も高く、次いで会社勤めや自営業などで収入を得る仕事をしている方が23.6%、福祉施設や作業所に通っている方が8.3%となっております。

また、一般就労をしている方に対して、就労形態についてお伺いしたところ、正社員が36.6%、パート・アルバイト等の非常勤、派遣社員が34.4%となっております。手帳別の状況を見ますと、療育と精神の方では、身体の方に比べると非正規の割合が高くなっている結果になりました。

続いて、9ページ「あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。」というところで、現在就労をしていない方にお伺いしました。「仕事ができな

い」が 49.1%と約半数になっております。一方で、「仕事がしたい」という回答は 32.1%と、約 3 割の方が就労意向をお持ちである状況でした。手帳別で見ると、精神の方については仕事をしたい方の割合が 43.8%と、身体や療育の方に比べると高い就労意向があることが分かりました。

続いて 11 ページ「(5) 福祉サービスの利用について」というところで、現在利用しているサービスと今後概ね 3 年以内に希望されるサービスについてそれぞれお伺いしました。18 歳以上では現在利用しているサービスでは計画相談支援や生活介護、日常生活用具給付事業が高くなっています。今後利用を希望するサービスでは、同様に計画相談支援が高くなっていますが、それ以外に短期入所や施設入所支援が現在利用しているサービスの割合より高くなっています。また、施設入所支援の方につきましては、具体的に利用を希望する時期についてもお伺いしていたのですが、将来的な希望と回答されたのが約 7 割、1 年以内が約 1 割、3 年以内が 4.3%となっていました。また、18 歳未満の結果については、現在利用しているサービスや今後利用を希望するサービスでは、放課後等デイサービスや障がい児相談支援が同様に上位になっているという結果でした。先程の結果の中で地域で生活を希望する方が多い一方で、長期的な希望としては施設入所へのニーズも一定数あるということが今回のアンケートから把握できました。

続いて 12 ページ「(6) 権利擁護について」です。「あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。」とお伺いしたところ、18 歳以上では約 5 割の方が「ある」、「少しある」と回答されました。18 歳未満の方についても、同様に「ある」と「少しある」を合わせて約 6 割となっております。差別や嫌な思いをした場面では、「外出中」や「学校・仕事場」でこのような場面に遭遇したことがあるという状況でした。

続いて 13 ページ「成年後見制度についてご存じですか。」とお伺いしております。結果として、「名前も内容も知らない」が 30.3%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 29.4%、「名前も内容も知っている」が 27.8%という結果となっております。

続いて 14 ページ「(7) 福祉等に関する情報の取得について」ですが、どういった媒体から福祉サービスに関する情報を得ているかお聴きました。18 歳以上では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も高く、次いで「行政機関の広報誌」「家族や親せき、友人・知人」というところが高くなっています。また、15 ページでは 18 歳未満の結果をお示ししておりますが、こちらは「インターネット」が最も高い結果となっております。情報発信や情報取得の媒体については、年齢差が出ているような結果となっております。

16 ページ以降は事業所調査結果ということで、サービスを提供している事業所への調査のご報告となります。

まず「(1) サービスの提供体制について」で、「現在、実施しているサービス」については、ご回答いただいた事業所の中では放課後デイや児童発達支援など児童関係の事業所が多くなっています。

17 ページ「(2) 利用者の受入れについて」で、まず「利用者からの依頼に対して受入れ（サービス提供）できなかったことがありますか。」という質問に対して、回答があった 34 事業所のうち約 7 割の 25 の事業所で受入れができなかったことがあるということでした。また、受入れできなかったサービスについては、放課後デイサービスが最も多く、次いで就労継続支援 A 型 B 型、短期入所、児童発達支援となっていました。

続いて「(3) 不足している障がい福祉サービスについて」は、「利用者から望む声が多いが、不足していると感じられる障がい福祉サービスがありますか。また、その原因は何だとお考えですか。」とお聴きしました。移動支援ではヘルパーが不足している、通院等の介助についても同様にヘルパー不足や車両を持っている事業所が少ない、共同生活援助についてもスタッフの確保が難しい、など人材に関する理由でサービスが不足しているという意見がありました。同様に短期入所についても、空き部屋がないなど定員数の問題で不足している、放課後等デイサービスについても事業所や人材が足りないなど、事業所の数自体が足りていないというご意見がありました。

続いて 19 ページ「(4) サービスの質の向上について」ということで、今後実施したい取組についてお聴きしました。結果として、「県や市、団体等が主催する外部研修に職員を派遣」、「自主的に事業所内・法人内部での研修や勉強会の開催」という回答が多くなっています。また、「サービスの質の向上のために、今後必要な行政の支援」についてお聴きしたところ、「福祉サービス従事者、専門的人材の育成、確保」が最も多く、次いで「行政との連携強化」と回答がありました。

続いて「(5) 人材育成・定着について」で、人材の育成や定着を行うために現在行っている取組をお聴きしました。結果として、「法人内部研修の実施」「外部研修・研究会への参加」「資格取得支援」という回答が多くなっています。各事業所におかれましては、こういった研修等を活用して人材育成や質の向上を図っているというところが多くなっている状況です。それに対する市に望む支援施策についてお伺いしたところ、「市独自の人件費補助」、「潜在有資格者の把握や求人紹介」という回答が多くなっています。

最後に団体調査結果の報告となります。団体調査については、2つの団体様からご回答をいただきました。

まず「(1) 団体の活動状況について」ですが、活動における課題や問題点にもありますとおり、どちらの団体様も会員の高齢化や若い人の参加が難しいということが課題としてあがっていました。

また「(3) 連携・協力している機関や団体について」では、県の各種団体との交流活動や小学校の出前授業への参加などを行っているといったご意見をいただいています。

資料1 アンケート結果のご報告は、以上になります。

引き続き、資料2の計画骨子案についてご説明します。

先程事務局より説明がありましたとおり、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の2つの計画を一体的に作成しています。今回、記載している内容や策定にあたって、踏まえておくべき事項について簡単にご説明させていただきます。

1ページ、第1章では計画策定の趣旨や国の動向や計画の位置づけ等、計画の基本的事項について取りまとめを行っている章となっています。1ページの計画策定の趣旨にも記載していますとおり、障がい者の福祉施策にあたり国では様々な法の整備が進んでいるところです。直近では障害者差別解消法が一部改正されることにより、令和6年4月から民間事業所における合理的配慮の提供が義務化されることや、障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定されるなど、様々な動きが見られております。その中で、丸亀市におきましては、令和3年3月に丸亀市第3次障がい者基本計画第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定しています。そちらが先程の緑色の冊子となっています。この計画の中の第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画に関しては、令和5年度が計画の最終年度となっていますので、今回新たに次期計画として第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定する運びとなっております。

また、2ページと3ページでは、障がい福祉に関する国の動向について簡単に取りまとめをしておりますのでご確認ください。

4ページでは、「(2) 基本指針の見直しの主な事項」について記載しております。基本指針につきましては、市町村が策定する障がい福祉計画や障がい児福祉計画は、国の示す基本指針に沿って策定するということになっています。この基本指針は約3年ごとに見直しが行われておりまして、今回の第7期第3期の計画に向けては、今年5月に新しい基本指針が示されています。見直しに関する主な事項を、4ページ5ページで取りまとめています。今回は計画に関わる主なポイントだけ抜粋してご説明させていただきます。

「① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」です。重度

障がい者や強度行動障がい等を有する障がい者等への支援の体制が、この基本指針の中に盛り込まれております。障がい者の高齢化に伴って重度化が進んでいく中で、個別に障がい者のニーズについて把握するように国から示されています。

続いて「③福祉施設から一般就労への移行等」です。就労選択支援の創設に対する成果目標の設定についてです。この就労選択支援は、今回新しいサービスとして創設されまして、2025年を目途に開始予定となっています。今回の計画で新たに就労選択支援がサービスとしてできましたので、それに対する利用見込みを計画に記載していくこととなっています。

続いて5ページ「⑥地域における相談支援体制の充実強化」です。基幹相談支援センターの設置や基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実や強化に向けた取組の推進というところで、基幹相談支援センターの設置に関する活動指標が新たに計画に盛り込まれております。

また、「⑭その他：地方分権提案に対する対応」としまして、計画期間の柔軟化やサービス見込み量以外の活動指標設定の任意化というところが新たな内容となっています。活動指標や成果目標については、国から示される項目はありつつも、市町村の実情に応じた取組を市長村で選択できるようになってきた点が計画として大きく変わった部分になっています。

続いて6ページ「3 計画の位置づけ」についてです。第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の根拠となる法律や、市の関連する計画について記載しております。

7ページ「(2) 障がい者基本計画との関係」ですが、障がい者基本計画とは、障がい者施策を推進するにあたって市町村が定めるべき計画となっています。丸亀市においても、第3次障がい者基本計画を令和3年度から推進しています。関係性のイメージに示してあるとおり、丸亀市障がい者基本計画では、「1 理解と交流の促進」から「9 行政サービス等における配慮の推進」と、大きく9つの基本目標に分けて計画を推進しています。この中の「5 生活支援の充実」にあたるところで、こちらに付随するかたちで障がい福祉計画と障がい児福祉計画があります。それぞれ障がい福祉サービスの提供に関する個別の実施計画という位置付けで関連しているということでお示ししています。

8ページ「4 計画期間」については、第7期第3期の計画は令和6年度から令和8年度の3ヶ年の計画となっています。

9ページ「第2章 障がい者等を取り巻く状況」としまして、統計等から把握できた市の状況について取りまとめを行っています。

まず「1 総人口の推移」のグラフにあります通り、市の人口としてはわ

ずかな増減はありながらも若干減少傾向にあります。年齢3区分別内訳では、0～14歳、15歳～64歳は減少が続いており、65歳以上の人口は増加で推移しています。

続いて10ページからは「2章 障がい者等の状況」ということで、グラフがあります。障害者手帳3種の全体の数の推移をグラフで伝えています。各年の個数は平均して約6,000人前後の手帳所持者の方で推移しています。身体障害者手帳所持者が約70%、療育手帳所持者が15%、精神障害者保険福祉手帳が約14%という内訳になっています。身体障害者手帳に関しては、数自体は少しずつ減っている一方で、療育と精神障害者手帳に関しては増加傾向にあります。特に精神障害者手帳は平成30年の698人から令和4年度は909人と増加が顕著になっています。

11ページからは手帳別状況について記載しています。

まず「(2) 身体障害者手帳の所持者」についてです。それぞれ年齢別や障がいの程度別、障がいの種類別に5年間の推移をお伝えしています。身体障害者手帳については、65歳以上の高齢者が約7割を占めている状況になっています。

12ページ「(3) 療育手帳所持者について」では、同様に年齢別や障がいの程度別の推移を記載しています。程度別の推移を見たところ、重度の方の数字は横ばいで推移していますが中度・軽度の方が増加しており、そういった方の増加が手帳所持者の増加に繋がっている状況にあります。

13ページでは「(4) 精神障害者保健福祉手帳保持者について」記載しています。こちらも程度別の推移を見たところ、1級の方は増えていますがおよそ横ばいになっています。2級・3級の方については、合わせて年間100人前後のペースで増加している状況です。

14ページ「(5) 難病患者等について」、「(6) 自立支援医療受給者について」では、令和2年度以降は空欄になっています。資料送付時点では数字が来ていなかったのですが、本日新しい数字が出ましたので令和4年度だけ口頭でご報告させていただきます。「(5) 難病患者等について」の「指定難病」、正しくは指定難病等の医療受給者数になっておりまして、令和4年度が1117人。小児慢性特定疾患、正式名称が小児慢性特定疾病医療給付受給者数になりますが、令和4年度は77人。合計1,194人と年々増えているという状況です。

「(6) 自立支援医療受給者について」でも、令和4年度の数値だけ口頭でお伝えします。「更生医療」は290人、「育成医療」は12人、「精神通院医療」は1,713人で合計2,015人という状況になっています。数値については次回記載したものを提示させていただきます。

続いて、15 ページは「3 アンケート調査結果」の項目だけ記載しています。本日ご説明した資料1を基に、最終的にはこちらにも結果を取りまとめる予定となっています。

16 ページからは「第3章 計画の基本的な考え方」となっています。丸亀市障がい者基本計画におきまして、基本理念として「住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをめざして」と掲げられていました。また福祉施策を推進していく上での視点として、「ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン」、「地域共生社会の実現」、「障がい福祉の推進とSDGsの推進」の3点が計画に掲げられています。この障がい福祉計画及び障がい児福祉計画についても、この考え方を共有するものでありますので、こちらで取りまとめをしております。

17 ページ 18 ページについては、計画の基本的な方針というところで、国の基本指針に沿って市が掲げている基本的な方針を取りまとめているので簡単に説明させていただきます。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

等、計画を推進する上で踏まえていくべき方針について記載しています。

19 ページの第4章からは成果目標と障がい福祉サービス等の見込みとなっています。障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、成果目標と言われる令和8年度計画最終年度に向けた数値目標を掲げるところと、それぞれの障がい福祉サービスの見込み量、いわゆる訪問系サービスや地域生活支援事業等の個別のサービスごとの3年間の見込み量を記載するところになっており、成果目標とサービスの見込み量の2点で構成される計画となっています。成果目標については、既に国の指針でこういった数値目標を記載するということが決まっています。

19 ページ「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」については、地域生活の移行者数を令和4年度の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行すること。また、施設の入所者数についても、令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減を目標にすることを国から示されています。本計画における数値目標については現在空欄になっておりまして、市の実情やこれまでの取組等を踏まえて協議を進めていますので、次回の素案の段階では数値が入った状況で皆様にご審議いただきたいと思います。

続いて、20 ページからは項目だけ簡単にご説明させていただきます。

「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、国の指針では精神障がい者の退院後1年以内の地域生活の平均日数や指定診療所における早期退院率について都道府県が掲げる目標になっていますが、

	<p>この目標を設定するようにとのことです。</p> <p>「(3) の地域生活支援の充実」に関しては、国の指針では令和8年度末までに地域生活支援拠点を整備することや、この機能の充実に向けたコーディネーターの配置、また強度行動障がい有者の方に関する支援ニーズの把握や支援体制の整備を進めることが国の指針で示されている目標となっています。</p> <p>21 ページ「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」について、国の指針においては、一般就労への移行者数を令和3年度の実績から 1.28 倍以上にすること。また、就労定着支援事業所の利用者数を令和3年度末の実績から 1.4 倍以上増やすようにといった数値目標を設定するところとなっています。</p> <p>続いて 22 ページ「(5) 障がい児支援の提供体制の整備等」となっています。国の指針では、児童発達支援センターの設置や主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保すること、などといった目標を掲げています。</p> <p>23 ページ「(6) 相談支援体制の充実・強化等」についても、令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置や相談支援体制の強化を図る体制を確保することが国の指針で示されています。</p> <p>「(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」に関しても、令和8年度末までに障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組の体制を構築するように国から示されています。</p> <p>以上が計画骨子案の骨子や記載していく内容についての簡単なご説明となります。</p>
北川会長	<p>ありがとうございました。以上で事務局からの説明は終わりました。</p> <p>何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
森本委員	<p>本日 1 回目の参加になります。</p> <p>まず会の進め方について。3 年間の計画ということでしたが、まず過去を振り返って何が見えるかを議論した上で計画にしなければ、一度に説明をされても難しいところがあります。今後は、そこをしっかりとやっていただきたいと思います。</p> <p>また、前回の会議では障がい者と障がい児の境目が曖昧だということで、30 歳くらいで線引きしようかという議論もあったと思います。これを一緒にするという事は、年齢で障がい者と障がい児を分ける必要がないだろうということで 1 つにまとめるという理解でよろしいでしょうか。</p>

<p>ジャパン 総研</p>	<p>実際、第6期及び第2期の計画で、それぞれ数値目標を立てております。この実績の振り返りをして、第7期及び第3期に向けた目標設定をしていきます。次回の素案の段階では、第6期及び第2期の実績やそれに対する第7期及び第3期の目標をお示しさせていただきます。</p> <p>また、障がい者と障がい児については、それぞれ基づいている法律が違います。障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づくものになっております。そもそもぶら下がっている法律が違うという経緯があります。障がい者や障がい児が利用したいサービスを利用するための提供体制をどのように作っていくかが計画の大きな趣旨となっております。敢えて分けなくても全体を推進していく上でどういうことをしていくのかをかを書いておけば計画としては成り立っていくと想着いますので、ここは分けずに同じサービスに関してはサービスの見込み値などを一緒に書き込みたいと想着います。</p>
<p>森本委員</p>	<p>ありがとうございます。ただ、障がい者や障がい児に関しては幅広く、精神の人もいれば身体の人もあります。最近では、自閉症の子どもと医療的ケア児を同じ土俵で議論するのは難しいといったことがあります。むしろ、年齢よりも医療的ケア児と精神的なものを分けていくほうが分かりやすいと思います。</p> <p>次回ということでしたが、アンケート調査から見えてくる前回の計画の達成できていない部分やうまくいった部分を、今日分かる範囲でお示しただけたらと思います。</p>
<p>北川会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今回のアンケート結果の振り返りについては、現時点でどのように計画に反映されたかというところを、分かる範囲でご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>十河副課長</p>	<p>今期3年間の実績をお示しできていませんので、次回お示しさせていただきます、そちらを成果目標や活動指標といったところにどのように反映させるのかをご審議いただきたいと思います。今日の審議会では、全体の構成や基本的な方針や大きい項目の設定、またアンケートの結果についてご意見を頂戴したいと想着います。</p>
<p>森本委員</p>	<p>先走ったようで申し訳ありません。</p>

北川会長	<p>貴重なご意見をありがとうございました。次回、目標値などを出していただけということでしたので、今回の質問と併せてご説明いただけるとより分かりやすいと思います。</p> <p>その他に質問等はございますか。</p>
糸川委員	<p>療育手帳、精神手帳、身体障害者手帳を手帳の発行人数で出していますが、ダブルでお持ちの方もいます。実際にはこの人数に当てはまらない部分がありますので、正確な人数を把握していただきたいと思います。</p>
森担当長	<p>手帳の種別ごとに人数を出していますので、ダブルも含まれています。</p>
糸川委員	<p>すべて足した人数と障がいを持って各種手帳を持っている人数に差異が出ています。実際にはそこまでの人数にはなりません。例えば、脳性麻痺の子であればダブルでお持ちの方が多いです。</p>
北川会長	<p>今の時点では、そういう統計は出ていないのですね。</p>
糸川委員	<p>総人数自体が狂ってきます。実際の人数より膨れあがっています。</p>
森担当長	<p>延べではなくて実人数のところは香川県の数に掲載しているのです、市に依頼しないと正確な数字が出ません。</p>
糸川委員	<p>括弧書きでもいいので、ダブルスタンダードの人が何人いるかを記載してください。</p>
森担当長	<p>それが可能か確認します。</p>
糸川委員	<p>パソコンで管理しているなら早く分かるのではないですか。</p>
森担当長	<p>総数は出ていますが、個人はそれぞれの機関が管理しています。</p>
糸川委員	<p>私の団体でもダブルで持っている方が多いです。</p>
十河副課長	<p>それが可能か確認します。身体手帳所持者、精神手帳所持者、療育手帳所持者がそれぞれ何人というデータは、県で管理しているデータをもらっています。ダブルでお持ちの方も沢山いらっしゃると思いますので、実人数の把</p>

	<p>握について相談はしてみますが、難しい部分があると思います。記載のところに実際の人数が少ないことが分かるような注釈を入れて、分かりやすい記載の方法を検討したいと思います。</p>
北川会長	<p>それぞれ管理するところが違うので、説明があるとよいと思います。他に質問等があればいかがでしょうか。</p>
武田委員	<p>民生委員の武田です。</p> <p>事業所のアンケート調査の回収率が 72.5%となっています。障害者手帳を持っている方のほうが回収率が高くなっています。事業所はそういう市民の声を聞いて改善していくべきなので、もう少し真摯にとらえて回答してほしいと思います。</p>
十河副課長	<p>ご意見ありがとうございます。それについて確認しましたところ、事業所に対しては電子メールで事業所宛てに送らせていただいています。事業所にも種類がありまして、種類ごとにメールアドレスを管理していました。1つの事業所で複数の種類の運営をされている事業所に何通もメールが届いた場合、種類ごとのメールに回答して下さっていたらよいのですが、実際はどちらかの種類の立場からのみ回答して下さったところが多かったように思います。数字的に回収率が低い原因の1つになっていると思われる。</p>
北川会長	<p>80件というのは。</p>
十河副課長	<p>80事業所です。</p>
北川会長	<p>例えば、複数の種類を展開している事業所の中で複数とも回答があった場合は、この34件の中に入っているのですか。</p>
十河副課長	<p>入っています。ただ、複数の種類をもつ事業所で回答が1つの事業所があったと思いますので、回答率が下がったように見える部分があります。</p>
北川会長	<p>調査の回答の仕方について、今後どのように行くと回収率が上がるかなどもご意見があればお伺いしたいと思います。</p>
糸川委員	<p>実際に私も事業所側からと個人的なものと、アンケートに同じことを2回書いて送りました。提出したと言ったら、次回は個人用と団体用で分けるよ</p>

	<p>うに言われました。</p>
古賀委員	<p>公募委員の古賀です。</p> <p>国が示した数値があるので市も数値設定をしていくと思いますが、例えば、地域移行の人数や一般就労への移行の人数は数値に対して具体的な施策は計画に記載されるのでしょうか。入所施設を持っているので、地域に移行させるために何かしら施設に要求があるのか確認したくておききました。</p>
十河副課長	<p>成果目標については次回ご審議いただく予定にしています。</p> <p>施設をお持ちとのことですが、そちらについては入所等から地域生活への移行にあたって、地域生活の継続のための課題に対応したサービス提供体制を整えて、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現することで、施設の方の人数を減らしていくという考え方になるのかと思います。施設の方にどうしてくださいと要求するというよりは、サービスの提供体制を確保して地域で生活できるようにしようという考え方だと認識しています。</p>
北川会長	<p>関連してお伺いしたいのですが、本計画における数値目標の数値の考え方とありますが、考え方というのはどういったことを記載する予定をしているのでしょうか。</p>
ジャパン総研	<p>考え方につきましては、数値設定の根拠となる部分を記載する予定をしております。</p>
北川会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に質問等ございますか。</p>
糸川委員	<p>入所から自宅に帰ってもらうという方向性は分かりますが、帰った時に自宅の周りで支援してくれる人がいるのが問題です。自治会や民生委員も高齢化しており、民生委員が回ってこないところもあるようです。誰が日頃の生活をサポートするのでしょうか。週に数回なら施設の人が来てくれるところもあるでしょうが、日常のゴミ出しなど日々色々あります。そういうことが実際に厳しくなっている状況です。老人会も丸亀市で7つ解散しました。そんな中で、はたしてそういうことが進められるのでしょうか。どこが担ってくれるのでしょうか。それならば施設の数を増やして、一括で見てもらえたほうが個人的にはよいと思っています。</p>

北川会長	<p>ありがとうございます。アンケートは数値として出てくるので増減からどうという評価になりがちですが、実情に合わせたかたちで次回の振り返りも行おうと思います。現実には難しい点がありますが、また皆様からのご意見をいただきたいと思います。</p> <p>事務局から何かございますか。</p> <p>他にご意見等、ございますでしょうか。</p> <p>様々なご意見をいただき、ありがとうございました。他にご意見がないようですので、アンケート調査結果及び本計画骨子案につきまして了承となります。</p> <p>それでは、丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関する本日の審議を終了いたします。円滑なご審議にご協力いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは事務局に進行をお返しします。</p>
十河副課長	<p>ありがとうございました。それでは、次第、その他についてご説明いたします。</p> <p>今後の予定ですが、骨子案で空白となっている成果目標と障がい福祉サービス等の見込みについて作成して、11月上旬に事務局案として皆様にお示しできるものを完成させる予定をしております。そこで、次回策定委員会を11月16日木曜日14時から開催させていただきたいのですが、いかがでしょうか。お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。</p> <p>また、本日ご審議いただいた内容につきましては、会議録を作成し、市のホームページにおいて公表することとなります。</p> <p>それでは、本日の会議は終了いたします。長時間に渡り、ご審議ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">終了</p>